

# 「滋賀の福祉人マスター」在籍事業所さま

えにしアカデミー



## 助成金制度と事業所推奨事業のお知らせ

事業所での実践に活用できる**助成金(最大25万円)**と  
県知事・県社協会長連名による事業所の**推奨の制度**のご案内です。

### 〈概要〉 助成金制度

「滋賀の福祉人マスター」が中心となり行う福祉実践や人材育成・定着等の事業について、事業所に助成を行います。

#### ▶対象経費

・職員手当(実践や指導にかかる手当等)、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

#### ▶助成期間

・1年目の10月1日～翌々年度の3月31日 (2年6か月)

#### ▶助成金額

・1年目 助成上限額:50,000円  
・翌年度および翌々年度 助成上限額:100,000円/年度  
※同年度に「滋賀の福祉人マスター」を複数輩出しても助成金額の上限は上のとおり。

#### ▶申請方法

・申請書に必要事項を記入のうえ、県社協に提出する。申請期限は別途、県社協が定める期限とする。

### 〈概要〉 事業所の推奨

滋賀の福祉をリードする事業所として県知事および県社協会長名にて「『滋賀の福祉』実践推進事業所」として推奨します。(推奨後の更新はありません。)

県知事および県社協会長は当該事業所に「『滋賀の福祉』実践推進事業所推奨証」を連名で交付するとともに、県や県社協ホームページなどを通じて広報します。

滋賀県介護・福祉人材センターでは、福祉人マスターのみなさまに協力いただき、滋賀の福祉仕事の社会的評価や職業イメージの向上に取り組んでいきます。

#### ▶申請方法

・左記助成事業の1年目の実績報告および2年目の計画書を提出後に申請

詳細は「滋賀の福祉人マスター在籍事業所への助成金交付要綱」および「『滋賀の福祉』実践事業所推進推奨事業実施要綱」をご確認ください。

問い合わせ  
・  
事務局

滋賀の縁創造実践センター (福)滋賀県社会福祉協議会  
滋賀県介護・福祉人材センターひこねセンター  
〒522-0074 彦根市大東町2-28  
TEL : 0749-21-6300 FAX : 0749-21-6205

# 助成の流れ

「滋賀の福祉人マスター」在籍事業所への助成事業(県社協)  
/「滋賀の福祉」推進事業(県)

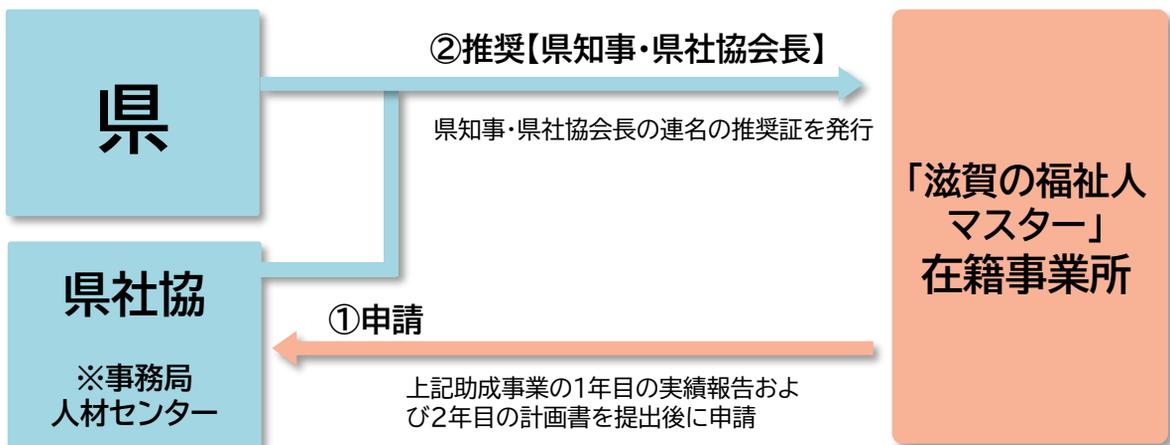


	助成金額	①助成金交付申請(計画)	②助成決定	③請求	④助成金交付	⑤実績報告
1年目/初年度 (10/1~年度末)	5万円	申請書兼計画書 ※別に定める期限	決定通知	初年度分請求 (決定後速やかに)	概算払い (請求後速やかに)	実績報告 (年度末)
2年目/翌年度 (4/1~年度末)	10万円	計画書 (4月末)	決定通知 (5月頃)	翌年度請求 (決定後速やかに)	概算払い (請求後速やかに)	実績報告 (年度末)
3年目/翌々年度 (4/1~年度末)	10万円	計画書 (4月末)	決定通知 (5月頃)	翌々年度請求 (決定後速やかに)	概算払い (請求後速やかに)	実績報告 (年度末)

- ※ 同一年度に「滋賀の福祉人マスター」を複数人輩出しても1事業所あたりの助成金額の上限は上のとおり。
- ※ 詳細および提出様式は「滋賀の福祉人マスター」在籍事業所への助成事業助成金交付要綱をご確認ください。

# 推奨の流れ

「滋賀の福祉」実践推進事業所推奨事業(県・県社協)



- ※ 詳細および提出様式は「滋賀の福祉」実践事業所推奨事業実施要綱をご確認ください。